

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金										
補助金の性格	団体への補助(運営費補助)					始期	S22		終期		
予算事業名	社会福祉行政費					(事業コード 新/旧)	031105/041217				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課			地域福祉係	電話番号	内線5116			
交付先(団体,個人等)	旭川市西第1地区民生児童委員協議会外32件										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	市内の地区民生児童委員協議会(全33地区)									
	(意図) どういう状態にしたい	社会福祉の第一線で活動する民生委員・児童委員の資質向上のための各種研修の実施など,連絡調整機関としての地区民生委員児童委員協議会の活動を充実させる。									
対象事業等の内容	地区民生児童委員協議会が行う事業で,民生委員の職務及び地区民生児童委員協議会の任務及び児童委員の任務を遂行するに当たり必要な経費(旅費,報償費,需用費等)について,補助金を交付する。										
積算方法	1地区当たり 160,000円+(18,600円×委員定数)										
事業量指標と過去5年間の実績	① 民生委員・児童委員の活動件数					② 民生委員・児童委員の活動日数					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
成果指標と過去5年間の実績	①					②					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	1,875	1,827	1,461	1,474	1,736	
	収入内訳						
	市補助金	21,891	21,926	19,676	19,677	19,708	
	助成金	1,612	1,476	1,179	1,051	1,010	
	会費収入	414	2,631	2,319	1,989	1,856	
	雑収入	16	17	48	69	56	
	その他						
	収入合計	25,808	27,877	24,683	24,260	24,366	
	市補助率(%)	84.8%	78.7%	79.7%	81.1%	80.9%	
	支出合計	23,981	26,416	23,209	22,524	24,366	
うち食糧費,交際費			943	894	1,033		
次年度繰越	1,827	1,461	1,474	1,736	0		
市負担額	一般財源	21,891	21,926	19,676	19,677	19,708	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
		人工金額	441	440	442	431	427
	その他事務費						
合計	22,332	22,366	20,118	20,108	20,135		
受益対象者数	769	774	774	774	779		
補助金単位コスト(単位:円)	29,040	28,897	25,992	25,979	25,847		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当 会計処理については,会計責任者のもで行われており,また,総会時において,監査から会計監査報告を受けていることから,適正に処理されている。繰越金については,毎年生じているが,次年度の補助金交付までの資金として妥当な額であるとする。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費 ◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)  ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		<input type="checkbox"/> 同一団体補助だが、見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
(6)支出を証する書類の添付 ◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない	
	2公益性 ◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない
3必要性 ◇ 設定した事業量指標が上向いている ◆ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果 ◇ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◆ 費用対効果が大きい ◇ 上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 1(2)(3): 民生委員法第26条により民生委員協議会に関する費用は、市が負担することになっており、受益者負担を求めること及び補助率の参考基準を適用することは適当でない。	

4平成24年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	地区民生児童委員協議会の活動は、地域住民の福祉の向上に不可欠なものであるため、現行どおり継続する。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	目標値(具体的な数字)を設定して行う事業ではないため、評価を行うことが困難であること。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	地区民生委員児童委員の活動は、地域住民の福祉の向上に不可欠なものであり、補助がなくなれば、民生児童委員活動に重大な支障が生じ、活動そのものが困難になることから、現行どおり継続する。
2次評価	継続	-

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金										
補助金の性格	団体への補助(運営費補助)					始期	H20		終期		
予算事業名	社会福祉行政費					(事業コード 新/旧)	031105/041217				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課			地域福祉係	電話番号	内線5116			
交付先(団体,個人等)	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会									
	(意図) どういう状態にしたい	旭川市民生委員児童委員連絡協議会の健全な執行を図る。									
対象事業等の内容	旭川市民生委員児童委員連絡協議会の運営に要する経費(人件費,事務費等)について,補助金を交付する。(平成20年度から旭川市民生委員児童委員連絡協議会の事務局を社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会に移管。移管前は事務局を市福祉保険課内においていた。)										
積算方法	予算の範囲内										
事業量指標と過去5年間の実績	① 各種会議研修会の主催及び参加					② 各種事業・行事の協力					
	単位:件	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
		59	58	60	67	72	1	1	1	1	2
成果指標と過去5年間の実績	①					②					
	単位:	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27

2 収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
		社会福祉協議会(自己財源)	868	1,424	1,522	452	624
		その他					
	収入合計		6,468	7,024	7,122	6,052	6,224
	市補助率(%)		86.6%	79.7%	78.6%	92.5%	90.0%
	支出合計		6,468	7,024	7,122	6,052	6,224
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源		5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
	特定財源						
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		人工金額	73	73	74	72	71
	その他事務費						
合計		5,673	5,673	5,674	5,672	5,671	
受益対象者数		769	774	774	774	779	
補助金単位コスト(単位:円)		7,377	7,329	7,331	7,328	7,280	
適格性		◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当 会計処理については,社会福祉協議会経理のもと行われており,また,総会時において,監査から会計監査報告を受けていることから,適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費 ◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		□ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
(6)支出を証する 書類の添付 ◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する (※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない	
	2公益性 ◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性 ◇ 設定した事業量指標が上向いている ◆ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果 ◇ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果大きい ◆ 上記以外	■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 「補助率の参考基準」 補助率は定めず、予算の範囲内で交付している。 「効果」 民生委員・児童委員の活動に対する期待・要請が増大しているため、旭川市民生委員児童委員連絡協議会の円滑な運営により、民生委員・児童委員の活動が充実し、地域福祉の向上が図られている。	

4平成24年度行政評価への対応状況等  
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市民生児童委員連絡協議会運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	旭川市民生児童委員連絡協議会の健全な執行は、地域福祉の向上に不可欠なものであるため、現行どおり継続する。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	目標値(具体的な数字)を設定して行う事業ではないため、評価を行うことが困難であること。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	旭川市民生委員児童委員連絡協議会の健全な執行は、地域福祉の向上に不可欠なものであるため、現行どおり継続する。
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市社会福祉協議会運営費補助金										
補助金の性格	団体への補助(運営費補助)					始期	S29		終期	-	
予算事業名	社会福祉行政費					(事業コード 新/旧)	031105/041217				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課			福祉保険係	電話番号	5117			
交付先(団体,個人等)	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して		社会福祉法人旭川社会福祉協議会								
	(意図) どういう状態にしたい		旭川市社会福祉協議会の運営体制を安定させることにより本市における地域福祉の推進を図る。								
対象事業等の内容	地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として,社会福祉法第109条の規定に基づき設置されている旭川市社会福祉協議会の運営体制の安定化を図る。										
積算方法	予算の範囲内で,補助対象経費の「法人運営事業」「地域福祉事業」「地域支えあいのまちづくり推進事業」「住民参加型地域包括ケアシステム構築事業」「ボランティアセンター事業」「福祉人材バンク事業」「生活福祉資金貸付事業」の実支出額から当該経費に関わる収入(受託金,配分金,補助金)を除いた額に10分の8を乗じて得た額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
成果指標と過去5年間の実績	① 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	

2 収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	
	經常経費補助	30,883	22,567	22,567	19,538	19,560	
	助成金			50	570		
	受託金	120,832	13,661	13,544	11,414	10,743	
	共同募金配分金	10,304	10,514	13,254	12,225	12,165	
	その他	98,093	14,637	13,629	12,221	13,070	
	収入合計	308,112	109,379	111,044	103,968	103,538	
	市補助率(%)	15.6%	43.9%	43.2%	46.2%	46.4%	
支出合計	314,186	118,590	118,162	133,947	140,771		
うち食糧費,交際費	257	277	283	218	1754		
次年度繰越	-6075	-9211	-7117	-29979	-37233		
市負担額	一般財源	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		人工金額	220	220	221	215	214
	臨時・嘱託						
その他事務費							
合計	48,220	48,220	48,221	48,215	48,214		
受益対象者数							
補助金単位コスト(単位:円)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当 会計処理は,総会において監査報告が行われている。 社会福祉法人として社会福祉事業を行っており,地域福祉の推進という補助目的と合致する。 繰越金は補助金交付額を大きく下回っており妥当である。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1) 対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外</li> <li>◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外</li> <li>◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象</li> <li>◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2) 受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 適正な負担を設定</li> <li>◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(3) 補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 団体 1/2以内</li> <li>◇ 個人 1/3以内</li> <li>◇ 個人等に対する利子補給 5%以内</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4) 見直し期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)</li> <li>◇ 奨励目的の補助、終期を設定</li> <li>◆ 終期末設定で、補助継続4年以上</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが、見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5) 交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6) 支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有</li> <li>◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施</li> <li>◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。</li> <li>◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2 公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている</li> <li>◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設定した事業量指標が向上している ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす</li> <li>◆ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない</li> <li>◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設定した成果指標が向上している ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている</li> <li>◆ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果大きい</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5 その他	<p>「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。</p> <p>1(3) 補助対象となる経費の支出額から諸収入を控除した金額の10分の8としている。</p> <p>1(4) 法に基づき地域の社会福祉を総合的かつ安定的に担う団体であって、その公的な役割を踏まえれば運営費補助の終期の設定は馴染まない。</p>		

4平成24年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市社会福祉協議会運営費補助金
(1) 行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	社会福祉協議会と市の役割を整理した上で、負担の在り方を再構築すること。
(2) 対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1) 見直しの年度	具体的な内容と効果
平成25年度	社会福祉法人の新会計基準移行に伴って要綱の規定について所要の改正を行った。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	社会福祉法改正により社会福祉法人改革が平成28年度から段階的に施行となるが、今後法人主体による財務規律の強化や地域貢献などが実施された場合、市と旭川市社会福祉協議会の役割の整理や補助金の在り方の検討が必要となる。
解決に向けた取組	社会福祉法人改革の具体的な内容は今後国から示される予定であるため、その詳細な情報を勘案しながら旭川市社会福祉協議会と協議を行っていく。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	直ちに減額又は廃止することは法人運営に大きく響き、結果的に市民生活にも影響を与えることが確実であり、現行どおり実施していく。
2次評価	見直し	社会福祉協議会の収支状況等を踏まえた上で、対象事業の内容や対象経費などを見直すこと。また、補助事業の明確化を図ること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川地区保護司会活動費補助金										
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)					始期	S30		終期	-	
予算事業名	社会福祉行政費					(事業コード 新/旧)	031105/041217				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課			福祉保険係	電話番号	5117			
交付先(団体,個人等)	旭川地区保護司会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して		旭川地区保護司会								
	(意図) どういう状態にしたい		保護司会活動を安定して実施し,犯罪や非行を防止するとともに,罪を犯した人たちの更生について市民の理解を深め,犯罪や非行のない明るい社会を築く。								
対象事業等の内容	保護司法第13条に基づき設置された旭川地区保護司会の保護司会活動に要する経費の一部を補助する。										
積算方法	予算の範囲内で,保護司会活動費の実支出額に2分の1を乗じて得た額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
成果指標と過去5年間の実績	① 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	190	190	190	190	190	
	寄附金等						
	会費	255	260	190	334	550	
	その他						
	収入合計	445	450	380	524	740	
	市補助率(%)	42.7%	42.2%	50.0%	36.3%	25.7%	
	支出合計	445	450	380	524	740	
	うち食糧費,交際費	7	3	0	0	0	
次年度繰越	0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源	190	190	190	190	190	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		人工金額	73	73	74	72	71
	その他事務費						
合計	263	263	264	262	261		
受益対象者数							
補助金単位コスト(単位:円)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当 総会において監査報告が行われている。 保護司法に基づき設置された団体であり,実施する事業内容は補助目的と合致する。 繰越金は生じていない。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1) 対象経費 ◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する  □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2) 受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	□ 合致する  ■ 合致しない
	(3) 補助率の参考基準 ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	■ 合致する  □ 合致しない
	(4) 見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く)  ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが、見直し設定していない ■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5) 交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6) 支出を証する書類の添付 ◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する  □ 合致しない
2 公益性	◇ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◆ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	■ 公益性が高い  □ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	◇ 設定した事業量指標が向上している ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◆ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	■ 必要性が高い  □ 必要性が高いとは言えない
4 効果	◇ 設定した成果指標が向上している ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◆ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい ◇ 上記以外	■ 効果が高い  □ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 1(2) 犯罪や非行防止、罪を犯した者の更生などに係る取組で直接的な受益者を特定することはできない。 1(4) 法に基づき設置されている安心安全な地域づくりを担う団体であって、その公的な役割を果たすための事業について奨励の終期の設定は馴染まない。	

4平成24年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川地区保護司会社明活動推進事業費補助金
(1) 行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	補助事業の目的及び補助対象の内容を整理する。
(2) 対応年度	具体的な内容と効果
平成26年度	社会を明るくする運動に係る事業費を補助していたが、その事業規模に係る補助額の割合から事業費補助としての効果は限定的であったため、団体の活動を補助する要綱に改めた。
(その他の見直し)	
(1) 見直しの年度	具体的な内容と効果
平成27年度	団体の会計区分の変更に対応するため、補助対象経費の区分を見直した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	代替性のない公的団体の運営費補助であり、その事業目的からも明確な効果の測定が難しい。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	保護司会及び保護司それぞれの活動は極めて公的な性質を有していて、安心安全な地域づくりに不可欠なものであり、更に1市8町広域で協調して経済的な支援をしていることから継続することが妥当である。
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)



平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川保護会運営費補助金										
補助金の性格	団体への補助(運営費補助)					始期	S57		終期	-	
予算事業名	社会福祉行政費					(事業コード 新/旧)	041217/031105				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課			福祉保険係	電話番号	5117			
交付先(団体,個人等)	更生保護法人旭川保護会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	更生保護法人旭川保護会									
	(意図) どういう状態にしたい	旭川保護会の運営維持体制の安定を図ることにより,地域社会の安全及び住民福祉の向上につなげる。									
対象事業等の内容	刑務所等の出所者で保護を必要とする者に対し,宿泊場所を提供するとともに,就職支援や生活指導を行って生活の安定を図ることなど,その更生に必要な保護を行う「更生保護施設旭川清和荘」を運営している更生保護法人旭川保護会の運営体制の充実及び安定を図る。										
積算方法	予算の範囲内で,補助対象経費の実支出額から更生保護委託費収入,家庭裁判所補導委託費収入,任意保護者負担金収入,旭川市以外の補助金収入,寄附金収入及び会費収入を除いた金額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
成果指標と過去5年間の実績	① 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	

2 収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越	155	17	15	28	28
		市補助金	50	50	50	50	50
		更生保護委託費	44,427	45,680	49,061	48,960	47,481
		任意保護者負担金	393	180	239	19	189
		補助金等	4,308	2,585	2,584	2,800	2,553
		寄附金	1,229	2,295	1,305	1,215	1,205
		会費	336	312	300	300	300
		その他	369	692	343	370	629
	収入合計		51,267	51,811	53,897	53,742	52,435
	市補助率(%)		0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
支出状況	支出合計		51,250	51,796	53,869	53,714	52,435
	うち食糧費,交際費		483	416	485	220	200
	次年度繰越		17	15	28	28	0
市負担額	一般財源		50	50	50	50	50
	特定財源						
	人件費	正職員	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		人工金額	220	220	221	215	214
	その他事務費						
合計		270	270	271	265	264	
受益対象者数							
補助金単位コスト(単位:円)			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
適格性			◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当 更生保護法人として国への会計報告が義務付けられており適正に処理されている。 旭川保護観察所の指導に基づいて運営されており補助目的と合致する。 繰越金はあるものの総支出額の0.3%と極めて少額である。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費 ◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する (※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	◇ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◆ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	◇ 設定した事業量指標が向上している ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◆ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	◇ 設定した成果指標が向上している ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◆ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい ◇ 上記以外	■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 1(2) 入所する者の一部からは宿泊費等の負担がある。 1(3) 補助率は設定していないが、実際の補助率は0.1%であり、極めて低い。 1(4) 地域社会の安全や地域福祉の向上を図るのが目的であり、終期を設定することは困難である。	

4平成24年度行政評価への対応状況等  
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川保護会運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	今後も事業を継続していく。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
平成27年度	補助対象経費に含めている減価償却費の取扱いについて、国への会計報告書類に基づき、適切に計上されていることを確認することとした。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	旭川管内の8市39町5村が団体運営に対して経済支援を行っており、負担金の性質が強いため、補助実施の効果を測定することが困難である。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	今後も事業を継続していく。
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	全道戦没者遺族大会開催補助金										
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)					始期	S55		終期		
予算事業名	社会福祉行政費					(事業コード 新/旧)	03110501/04121701				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課			地域福祉係	電話番号	内線5115			
交付先(団体,個人等)	一般財団法人 北海道連合遺族会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して		戦没者遺族								
	(意図) どういう状態にしたい		親睦及び生活向上並びに戦没者の顕彰を図り,戦没者遺族の福祉を増進する。								
対象事業等の内容	全道戦没者遺族大会は,北海道に居住する戦没者遺族相互の連携と英霊顕彰及び処遇の向上を図ることを目的とした大会であり,毎年旭川で開催されている。当該大会の開催により,道内の戦没者遺族の福祉の向上が図られている。										
積算方法	大会開催経費の支出額から補助金収入額(旭川市を除く)を除いた額の2分の1以内で予算の範囲内。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 参加人数					②					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
成果指標と過去5年間の実績	①					②					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	180	180	180	180	180	
	北海道からの補助金	300	300	300	300	200	
	北海道連合遺族会	282	209	293	315	220	
	その他						
	収入合計	762	689	773	795	600	
	市補助率(%)	23.6%	26.1%	23.3%	22.6%	30.0%	
	支出合計	762	689	773	795	600	
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源	180	180	180	180	180	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		人工金額	73	73	74	72	71
	臨時・嘱託						
	その他事務費						
合計	253	253	254	252	251		
受益対象者数	800	800	800	800	800		
補助金単位コスト(単位:円)	316	316	318	315	314		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当理事会及び評議員会において,監査が会計監査報告を行い,承認を受けており,適正に処理されている。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◆ 適正な負担を設定 ◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する (※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	◇ 設定した事業量指標が上向いている ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◆ 上記以外	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	◇ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果大きい ◆ 上記以外	■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 「効果」 当該大会は、戦没者遺族の連携及び戦没者の顕彰を図るもので、戦没者遺族の福祉の向上に資するものである。また、当該大会に例年市外からも約400人の遺族が参加しており、経済効果が期待できる。 「必要性」 当該団体の会員数が減少するなか、補助金がなければ、当該事業の存続は困難になると考えられる。	

4平成24年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	戦没者遺族の福祉の向上に資する事業であるため、現行どおり継続する。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
福祉の向上に資する事業であり目標値を設定する事業ではないため評価が難しい。	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	戦没者遺族の福祉の向上に資する事業であるため、現行どおり継続する。
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川人権擁護委員協議会人権啓発活動費補助金										
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)					始期	H26		終期	-	
予算事業名	社会福祉行政費					(事業コード 新/旧)	031105/041217				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課			福祉保険係	電話番号	5117			
交付先(団体,個人等)	旭川人権擁護委員協議会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して		旭川人権擁護委員協議会								
	(意図) どういう状態にしたい		旭川人権擁護委員協議会が実施する人権啓発活動に要する経費を補助し,自由人権思想の普及高揚を図ることで,基本的人権の擁護につながる。								
対象事業等の内容	人権擁護委員法第16条の規定に基づく旭川人権擁護委員協議会が実施する人権啓発活動費に対して補助する。										
積算方法	予算の範囲内で,補助対象経費(会議費,啓発費,事務費)の実支出額の2分の1を乗じて得た額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
成果指標と過去5年間の実績	① 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越			9	3	8	
	収入内訳						
	市補助金			340	350	350	
	助成金			826	822	822	
	その他						
	収入合計	0	0	1,175	1,175	1,180	
	市補助率(%)	#DIV/0!	#DIV/0!	28.9%	29.8%	29.7%	
支出合計	うち食糧費,交際費			0	0	0	
	次年度繰越			3	8	0	
市負担額	一般財源			340	350	350	
	特定財源						
	人件費	正職員			0.03	0.03	0.03
		人工金額			221	215	214
	その他事務費						
合計	0	0	561	565	564		
受益対象者数							
補助金単位コスト(単位:円)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当 総会において監査報告がなされている。 人権擁護委員法に基づく団体であり,その事業内容と補助目的は合致する。 繰越金は補助額に対して少額で妥当である。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費 ◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準 ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが、見直し設定していない ■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付 ◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	◇不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇総合計画の重点施策の推進に寄与している ◆民営化、自立化の余地がない ◇上記以外	■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	◇設定した事業量指標が上向いている ◇廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◆補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇上記以外	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	◇設定した成果指標が上向いている ◇市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◆対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇費用対効果が大きい ◇上記以外	■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 1(2) 団体の主たる事業は人権啓発活動であり、直接かつ具体的な受益者はいない。 1(4) 人権擁護委員法の規定に基づき設置された団体で、基本的人権の擁護につながる活動に終期を設定することは馴染まない。	

4平成24年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	代替性のない公的団体の運営費補助であり、その事業目的からも明確な効果の測定が難しい。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	法務大臣から委嘱される人権擁護委員の活動は極めて公的なものであり、基本的人権の尊重につなげる活動には終わりが無い。更に旭川管内の3市17町1村の広域で協調して助成していることから継続することが妥当である。
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	社会福祉事業振興補助金										
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)					始期	S62		終期	-	
予算事業名	社会福祉施設等支援補助金					(事業コード 新/旧)	031103/041209				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課			福祉保険係	電話番号	内5117			
交付先(団体,個人等)	社会福祉事業及びそれに準ずる事業を行うもの。										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	社会福祉施設等を運営する団体(社会福祉法人, NPO法人等)									
	(意図) どういう状態にしたい	社会福祉施設等における設備や備品の整備等に係る経費に対する補助を行うことで, 利用者の処遇向上を図る。									
対象事業等の内容	社会福祉法で定める社会福祉事業及びそれに準ずる福祉事業を実施している団体に対して, 設備や備品の整備等に係る経費に対して補助し, 利用者の処遇向上を図る。										
積算方法	事業費の実支出額の2分の1を上限とし, 予算の範囲内で補助する。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
成果指標と過去5年間の実績	① 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	1,672	1,904	2,000	1,794	2,000	
	協議会負担	1,673	1,904	2,000	1,794	2,000	
	その他						
	収入合計	3,345	3,808	4,000	3,588	4,000	
	市補助率(%)	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
支出合計	3,345	3,808	4,000	3,588	4,000		
うち食糧費, 交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源						
	特定財源	1,672	1,904	2,000	1,794	2,000	
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		人工金額	73	73	74	72	71
	臨時・嘱託						
その他事務費							
合計	1,745	1,977	2,074	1,866	2,071		
受益対象者数							
補助金単位コスト(単位:円)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当 支出証拠書類の提出を義務付けており, 会計処理は適切である。補助の決定に際し, 選考委員会にて事業内容の妥当性を吟味している。なお, 繰越金が発生しない事業である。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円, 平成25年度7,337千円, 平成26年度7,374千円, 平成27年度7,183千円, 平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	■ 合致する (※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	◇ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◆ 上記以外	□ 公益性が高い ■ 公益性が高いとは言えない
3必要性	◇ 設定した事業量指標が上向いている ◆ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	◇ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◆ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい ◇ 上記以外	■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 受益者負担：当補助事業における受益者は施設等利用者であり、施設等の利用に係る利用者負担は、各種法令により定められているため、補助事業における受益者負担は発生しない。 公益性：当該補助金は、財政基盤が脆弱であるために施設・備品整備への投資が困難な団体にとっては、依存度・必要性は著しく高く、施設利用者の処遇向上に資する補助であるため、有効性も高い。	

4平成24年度行政評価への対応状況等  
(行政評価)

補助金名称(当時)	社会福祉事業振興補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	補助金の対象とする法人については、その財務状況等も考慮すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成27年度	法人の財務状況をより詳しく把握するため、提出書類に財産目録を追加した。
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
平成24年度	より公正な選考を行うため、旭川市社会福祉事業振興補助選考委員会設置要綱を改正した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	補助対象経費は設備や備品の整備に係る経費のみだが、ソフト面で利用者の処遇向上を図る事業等、利用者のニーズを捉えて補助対象の拡大を図る必要がある。
解決に向けた取組	応募団体や関係部局等と連携を図り、利用者のニーズを把握する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	利用者のニーズを的確に把握し、社会福祉施設等利用者の処遇向上が図られるよう事業を継続して実施する。
2次評価	継続	-

結果欄：継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)



平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	民間社会福祉施設整備資金利子補給金										
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)					始期	H12		終期	H37	
予算事業名	社会福祉施設等支援補助金					(事業コード 新/旧)	031103/041209				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課			福祉保険係	電話番号	内線5117			
交付先(団体,個人等)	社会福祉法人										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	民間社会福祉施設の整備を行った社会福祉法人									
	(意図) どういう状態にしたい	社会福祉法人の運営の健全化を図り,市内の社会福祉事業の振興を図る。									
対象事業等の内容	社会福祉法人が社会福祉施設の整備を行うために,独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金の支払利子の一部を助成する。										
積算方法	補助対象経費から開設者負担率を減じた利率(1.5%を上限)に相当する利子支払額。 <<開設者負担率>>福祉医療機構との契約がH8.3.31以前:3.65% H8.4.1~H10.3.31:3.00% H10.4.1~H18.3.31:1.50%										
事業量指標と過去5年間の実績	① 利子補給活用により新たに施設整備を行う法人数 単位: ②					単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
成果指標と過去5年間の実績	① 単位: ②					単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	

2収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金	2,740	2,386	1,988	1,402	1,229
		協議会負担	20,273	17,620	15,232	12,164	10,428
		その他					
	収入合計		23,013	20,006	17,220	13,566	11,657
	市補助率(%)		11.9%	11.9%	11.5%	10.3%	10.5%
	支出合計		23,013	20,006	17,220	13,566	11,657
市負担額	次年度繰越						
	一般財源		2,740	2,386	1,988	1,402	1,229
	特定財源						
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		人工金額	73	73	74	72	71
	臨時・嘱託						
	その他事務費						
合計		2,813	2,459	2,062	1,474	1,300	
受益対象者数			14	14	14	13	13
補助金単位コスト(単位:円)			200,929	175,643	147,286	113,385	100,000
適格性			◆会計処理が適正 ◇事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当 補助事業者が社会福祉法人等であるため,監査が適切に行われている。なお,本事業は剰余金が発生する性質のものではない。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する (※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	◇ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◆ 上記以外	□ 公益性が高い ■ 公益性が高いとは言えない
3必要性	◇ 設定した事業量指標が向上している ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◆ 上記以外	□ 必要性が高い ■ 必要性が高いとは言えない
4効果	◇ 設定した成果指標が向上している ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい ◆ 上記以外	□ 効果が高い ■ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 社会福祉法人の財政負担の軽減に結び付いているが、補給期間の年数経過によりその効果は低くなっている。	

4平成24年度行政評価への対応状況等  
(行政評価)

補助金名称(当時)	民間社会福祉施設整備資金利子補給金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	社会福祉施設の整備年度により利子補給割合が異なるため、補助金交付基準による利子補給の割合(5%)を一律に適用することは公平性に欠くが、補給額の下限を設けるなどの見直しを検討する。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成19・25年度	・平成19年度以降の新規整備分から利子補給制度を廃止した。(平成19年度) ・中核市に対し、民間社会福祉施設整備資金利子補給金に関する調査を実施した。(平成25年度)
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
平成25年度	交付要綱の概算払の規定を廃止した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	社会福祉施設の事業規模と照らし合わせると利子補給額は低額であり、財政支援の効果は極めて限定的である。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	平成25年度に中核市に対する調査を実施し、その調査結果の中で償還完了するまで利子を補給する都市がほとんどであった。また、事業の性質上年数経過とともに補給額は少額になり年度単位での効果は低いが、複数年に分けて利子補給を行うことにより法人が新規施設の建設等を実施することができ、利用者の利便性の向上に繋がっているため、償還完了するまで利子補給は継続することとする。
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川障害者連絡協議会バス運行事業補助金										
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)					始期	平成14年度	終期			
予算事業名	障害者福祉センター管理費					(事業コード 新/旧)	031302/041103				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課			障害事業係	電話番号	内線 5332			
交付先(団体,個人等)	特定非営利活動法人 旭川障害者連絡協議会										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して		特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会による障害者福祉センター連絡バス運行事業								
	(意図) どういう状態にしたい		北彩都地区に建つ障害者福祉センターと市内中心部を結ぶシャトルバスを運行することにより, 障害者福祉センターを利用する障害者の利便性を高める。								
対象事業等の内容	旭川障害者連絡協議会が運行する障害者福祉センター連絡バス事業に対し, 運行に必要な経費を補助する。										
積算方法	補助対象経費の職員給与, 社会保険料, 燃料費, 修繕費, 自動車保険料等の合算額を限度として, 予算の範囲内で市長が適当と認める額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 乗車人数					② 運行日数					
	単位:人					単位:日					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
9,260	8,581	7,763	7,115	7,102	293	293	294	292	292		
成果指標と過去5年間の実績	①					②					
	単位:					単位:					

2収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越	0	0	0	0	0
		市補助金	8,800	7,894	7,874	8,000	7,895
		協議会負担	418	162	114	7	1
		その他					
	収入合計		9,218	8,056	7,988	8,007	7,896
	市補助率(%)		95.5%	98.0%	98.6%	99.9%	100.0%
	支出合計		9,218	8,056	7,988	8,007	7,896
うち食糧費, 交際費							
次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		8,800	7,894	7,874	8,000	7,895
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	734	734	737	718	712
	その他事務費						
合計		9,534	8,628	8,611	8,718	8,607	
受益対象者数		8,581	7,763	7,115	7,102	7,100	
補助金単位コスト(単位:円)		1,111	1,111	1,210	1,228	1,212	
適格性		◆会計処理が適正 ◇事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当 会計処理については, 総会時において, 監査から会計監査報告を受けていることから, 適正に処理されている。事業内容等と補助目的の整合性については, 事業の報告書を審査した結果, 整合性があると判断している。					

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円, 平成25年度7,337千円, 平成26年度7,374千円, 平成27年度7,183千円, 平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外
	(6)支出を証する 書類の添付 ◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	■ 合致する (※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性 ◇ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◆ 上記以外		■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性 ◇ 設定した事業量指標が上向いている ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◆ 上記以外	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
	4効果 ◇ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい ◆ 上記以外	■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 1 補助金交付基準との整合性 において、合致しない項目については以下のとおりである。 (2)受益者負担:無料であるため。 (3)補助率の参考基準:補助率はほぼ100%に近い。ただし、補助金で運行事業を実施していることから、基準における補助率になじまないものとする。 (4)見直し期間:市からの要望により開始した経過があるため。 2・3・4 公益性・必要性・効果:費用対効果が大きいとは言えないが、交通弱者である障害者の輸送サービスとして必要性の高い事業であるとする。	

4平成24年度行政評価への対応状況等  
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川障害者連絡協議会バス運行事業補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	平成26年度頃の終了に向けて、検討を進めること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	1便あたりの乗車人数が定員20人に対し平均4人前後であるなど、乗車率が低い。
解決に向けた取組	センター利用者への周知徹底、停車場数数の増加(市内障害者施設付近等)や乗車率に基づく運行便数の削減の検討など

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	基盤整備の終わった北彩都地区だが、依然として公共交通機関の利便性は高まっていないことから、補助金の廃止により連絡バスの運行が終了すると、連絡バスが唯一の交通手段である障害者は障害者福祉センターを利用することが出来ず、障害者福祉行政の停滞につながる。
2次評価	見直し	運行の必要性を明確にするとともに、継続する場合は収入の確保など新たな視点で構築し直すこと。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	地域活動支援センター補助金										
補助金の性格	団体への補助(運営費補助)					始期	H18		終期	-	
予算事業名	障害者地域生活支援事業費					(事業コード 新/旧)	031308/041264				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課			障害事業係	電話番号	内線5331			
交付先(団体,個人等)	地域活動支援センター運営主体										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	一般就労することが困難な障害者									
	(意図) どういう状態にしたい	通所による生活訓練,作業訓練を行うとともに,福祉的就労の場や社会交流の場を設け,地域社会や関係機関と一体となり,障害者の自立促進と福祉向上を図る。									
対象事業等の内容	地域活動支援センターの運営に要する人件費,事務費等を補助する。										
積算方法	地域活動支援センターの主な指導内容(作業指導,生活指導,文化的創造活動),利用者数,職員配置数により決定。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 地域活動支援センター数					② 地域活動支援センター利用者数					
	単位:か所	単位:人									
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	7	8	7	6	5	98	110	96	83	73	
成果指標と過去5年間の実績	①					②					
	単位:	単位:									
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	614	341	212	342	520	
	市補助金	64,736	58,609	51,299	44,791	45,044	
	協議会負担						
	その他補助金	4,401	4,391	2,325	1,709	1,685	
	寄付金等	10,134	8,148	6,296	5,200	6,215	
	その他						
	収入合計	79,885	71,489	60,132	52,042	53,464	
市補助率(%)	81.0%	82.0%	85.3%	86.1%	84.3%		
支出合計	79,544	71,277	59,790	51,522	53,165		
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越		341	212	342	520	299	
市負担額	一般財源	37,791	47,453	42,157	36,555	33,078	
	特定財源	26,945	11,156	9,142	8,236	11,966	
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		人工 金額	1,469	1,467	1,475	1,437	1,424
	臨時・嘱託						
その他事務費							
合計	66,205	60,076	52,774	46,228	46,468		
受益対象者数	110	96	83	73	73		
補助金単位コスト(単位:円)	601,864	625,792	635,831	633,260	636,548		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当 会計処理は,法人の会計処理規程により監査から会計監査報告を受ける等,適正に処理されている。繰越金は,補助金総額に対してごく少額に留まっており,適正な範囲と認められる。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価	
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外</li> <li>◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外</li> <li>◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象</li> <li>◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 適正な負担を設定</li> <li>◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 団体 1/2以内</li> <li>◇ 個人 1/3以内</li> <li>◇ 個人等に対する利子補給 5%以内</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)</li> <li>◇ 奨励目的の補助、終期を設定</li> <li>◆ 終期末設定で、補助継続4年以上</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが、見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有</li> <li>◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施</li> <li>◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。</li> <li>◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている</li> <li>◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設定した事業量指標が向上している ◆ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす</li> <li>◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない</li> <li>◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設定した成果指標が向上している ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている</li> <li>◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	<p>「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政基盤が極めて弱く、運営費の大半が補助金のため、基準による補助率の適用が困難である。</li> <li>・就労継続支援等の法定給付を利用できない障害者の日中活動の場としての面もあり、障害者の社会参加・地域での自立生活推進のための地域活動拠点として、効果が高い。</li> <li>・地域活動支援センターは、障害者総合支援法に基づく市町村の必須事業であり、事実上補助終期設定は困難である。</li> </ul>		

4平成24年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	地域活動支援センター補助金(身体・知的分)
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	現行どおり実施。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月提出される利用状況確認表をもとに、各センターへの訪問により利用状況の確認を行っている。</li> <li>・実績報告書に支出証拠書類の一部の添付を義務づけた。</li> </ul>

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	地域の障害者のニーズに対応した支援サービス提供の継続。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	地域活動支援センターは、障害者の地域生活支援に関する重要拠点であり、障害者の地域移行促進の国の方針にも合致するため、現状の事業を継続する。
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業費補助金										
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)					始期	H18		終期	-	
予算事業名	障害者地域生活支援事業費					(事業コード 新/旧)	031308/041264				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課			障害事業係	電話番号	内線 5331			
交付先(団体,個人等)	旭川精神障害者家族連合会										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	精神障害者及び地域住民									
	(意図) どういう状態にしたい	精神障害者と地域住民との交流を促進するとともに, 地域住民に対するノーマライゼーション理念の普及啓発を図り, 精神障害者等の社会参加を促進する。									
対象事業等の内容	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業及び芸術文化講座開催等事業並びにその他社会参加促進事業										
積算方法	補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を限度とし, 当該会計年度予算の範囲内で定められた額とする。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 事業参加人数 単位:人					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
成果指標と過去5年間の実績	① 事業参加人数 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	249	300	300	300	300	
	協議会負担						
	その他						
	収入合計	249	300	300	300	300	
	市補助率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
支出合計	うち食糧費, 交際費	1	1				
	次年度繰越						
市負担額	一般財源	122	144	141	146	75	
	特定財源	127	156	159	154	225	
	人件費	正職員	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
		人工	367	367	369	359	356
	その他事務費						
合計	616	667	669	659	656		
受益対象者数	88	46	84	55	60		
補助金単位コスト(単位:円)	7,000	14,500	7,964	11,982	10,933		
適格性	◇会計処理が適正 ◇事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円, 平成25年度7,337千円, 平成26年度7,374千円, 平成27年度7,183千円, 平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費 ◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが、見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		(5)交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外
2公益性 ◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外		<input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない
3必要性 ◇ 設定した事業量指標が向上している ◆ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果 ◇ 設定した成果指標が向上している ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◆ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果大きい ◇ 上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 受益者負担:社会参加促進のため、受益者負担になじまない。 補助率:交付団体は事業実施のため、精神保健福祉関係の当事者や職員有志により設立されており、財政基盤がなく、補助率の適用は困難。 見直し期間:終期は設定しておらず、補助の継続4年以上であるが、精神障害者が増加の中、自発的な社会参加が期待される事業の継続は重要であり、終期の設定はそくない。	

4平成24年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	障害者の社会参加や自立促進及び地域住民への障害者理解に効果があり、補助金がなければ事業継続は事実上不可能であるため継続が妥当である。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
-----------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	精神障害者の社会参加及び社会復帰の促進を図るためにより有効な事業を行う。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	精神障害者の社会参加や自立促進及び地域住民への理解に効果がある。また、障害者が自発的に企画・運営に参画する事業であり、国の地域生活支援事業実施要綱に定める市町村必須事業の「自発的活動支援事業」の内容と一致しているため、現状の事業を継続する。
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)



平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	障害者相談支援事業補助金										
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)					始期	H18		終期	-	
予算事業名	障害者相談支援費					(事業コード 新/旧)	031112/0412D1				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課			障害事業係	電話番号	内線5331			
交付先(団体,個人等)	(福)あかしあ労働福祉センター, NPO法人ベネッセレ										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して		日常生活において不安や疑問等を抱える障害者								
	(意図) どういう状態にしたい		障害者, 家族等からの相談に応じ, 障害者が自立した日常生活, 社会生活を営むことができるよう支援する。								
対象事業等の内容	障害者相談支援事業の運営に要する人件費, 事務費等を補助する。										
積算方法	相談支援事業所の主な事業内容により決定。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 相談支援事業所数					② 相談件数					
	単位: 箇所	単位: 件									
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	2	2	2	2	2	7474	8193	9545	9577	8018	
成果指標と過去5年間の実績	①					②					
	単位:	単位:									
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	

2収支状況等

単位: 千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金	17,268	17,268	17,268	17,268	17,268
		協議会負担					
		その他	2,496	1,437	3,931	4,255	4,623
	収入合計		19,764	18,705	21,199	21,523	21,891
	市補助率(%)		87.4%	92.3%	81.5%	80.2%	78.9%
	支出合計		19,764	18,705	21,199	21,523	21,891
うち食糧費, 交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源		17,268	17,268	17,268	17,268	17,268
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工	734	734	737	718	712
	その他事務費						
合計		18,002	18,002	18,005	17,986	17,980	
受益対象者数		8,193	9,545	9,577	8,018	8,800	
補助金単位コスト(単位: 円)		2,197	1,886	1,880	2,243	2,043	
適格性		◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当 会計処理は, 法人の会計処理規程により監査から会計監査報告を受ける等, 適正に処理されている。繰越金は生じておらず, 適正な範囲と認められる。					

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円, 平成25年度7,337千円, 平成26年度7,374千円, 平成27年度7,183千円, 平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1) 対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外</li> <li>◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外</li> <li>◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象</li> <li>◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2) 受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 適正な負担を設定</li> <li>◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3) 補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 団体 1/2以内</li> <li>◇ 個人 1/3以内</li> <li>◇ 個人等に対する利子補給 5%以内</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4) 見直し期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)</li> <li>◇ 奨励目的の補助、終期を設定</li> <li>◆ 終期末設定で、補助継続4年以上</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが、見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5) 交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6) 支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有</li> <li>◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施</li> <li>◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。</li> <li>◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2 公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている</li> <li>◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設定した事業量指標が上向いている ◆ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす</li> <li>◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない</li> <li>◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている</li> <li>◆ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果大きい</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5 その他	<p>「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政基盤が極めて弱く、運営費の大半が補助金のため、基準における補助率の適用が困難である。</li> <li>・受益者負担になじまない非営利事業であり、障害者の地域生活相談支援拠点として、地域の障害者に対し高く寄与している。</li> <li>・地域活動支援センター I 型(障害者総合支援法に基づく市町村の必須事業)への設置必須である相談支援事業所に対してのみ補助しており、事実上補助終期設定は困難である。</li> </ul>		

4平成24年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	地域活動支援センター補助金(精神分)
(1) 行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	相談支援事業(一般財源)については、適正な補助額や市外利用者に係る市負担の在り方について検討すること。
(2) 対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1) 見直しの年度	具体的な内容と効果
平成28年度	旭川市全体の障害者相談支援事業を見直す中で、地域活動支援センター I 型に設置している相談支援事業所についても見直しを図っている。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	地域の障害者のニーズに対応した相談支援サービス提供の継続。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	障害者地域生活支援の重要拠点である障害者地域活動支援センターと一体となった障害者の相談支援拠点としての、現状の事業を継続する。
2次評価	継続	-

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	身体障害者自動車運転免許取得費等補助金(身体障害者運転免許取得費補助金分)										
補助金の性格	個人への補助(国庫補助, 統合補助金)					始期	S49		終期		
予算事業名	障害者社会参加支援費					(事業コード 新/旧)	031317/041310				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課			障害事業係	電話番号	内線5331			
交付先(団体, 個人等)	身体障害者手帳(1~4級)の交付を受け, 市内に居住地を有する者										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	身体障害者手帳(1~4級)の交付を受けている者									
	(意図) どういう状態にしたい	自動車教習所における教習料の一部について補助金を交付する。									
対象事業等の内容	普通自動車免許取得に要する費用の一部を補助する。										
積算方法	1件あたり8万円を限度とする。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付人数 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
成果指標と過去5年間の実績	① 交付人数 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	

2収支状況等

単位: 千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	640	480	400	400	687	
	自己負担	1,618	1,112	970	1,041	1,374	
	その他						
	収入合計	2,258	1,592	1,370	1,441	2,061	
	市補助率(%)	28.3%	30.2%	29.2%	27.8%	33.3%	
支出合計	うち食糧費, 交際費	2,258	1,592	1,370	1,441	2,061	
	次年度繰越						
市負担額	一般財源	315	230	109	197	172	
	特定財源	325	250	291	203	515	
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工 金額	734	734	737	718	712
	その他事務費						
合計	1,374	1,214	1,137	1,118	1,399		
受益対象者数	8	6	5	5	9		
補助金単位コスト(単位: 円)	171,750	202,333	227,400	223,600	155,444		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円, 平成25年度7,337千円, 平成26年度7,374千円, 平成27年度7,183千円, 平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する  □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する  □ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◇ 団体 1/2以内 ◆ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	■ 合致する  □ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く)  ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが、見直し設定していない ■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外
	(6)支出を証する 書類の添付 ◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する (※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する  □ 合致しない
2公益性 ◇不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇民営化、自立化の余地がない ◆上記以外		□ 公益性が高い  ■ 公益性が高いとは言えない
3必要性 ◇設定した事業量指標が上向いている ◆廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇上記以外	■ 必要性が高い  □ 必要性が高いとは言えない	
	4効果 ◇設定した成果指標が上向いている ◇市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◆対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇費用対効果が大きい ◇上記以外	■ 効果が高い  □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。	

4平成24年度行政評価への対応状況等  
(行政評価)

補助金名称(当時)	身体障害者自動車運転免許取得費等補助金(身体障害者運転免許取得費補助金分)
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	補助対象の条件である所得基準額について適切な見直しを行うこと。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	現時点では見直しに至っていないが、早期に所得基準額の設定ができるよう各種調整を行う。
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	上記の所得基準額や申請書等の各種様式について見直しを行う。
解決に向けた取組	内容について改めて精査を行う。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	上記の所得基準額や申請書等の各種様式について見直しを行う。
2次評価	見直し	1次評価に同じ。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	身体障害者自動車運転免許取得費等補助金(重度身体障害者自動車改造費補助金分)										
補助金の性格	個人への補助(国庫補助・道補助・統合補助金)					始期	S49		終期		
予算事業名	障害者社会参加支援費					(事業コード 新/旧)	031317/041310				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課			障害事業係	電話番号	内線5331			
交付先(団体,個人等)	市内在住の身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けた肢体不自由児者 ※所得制限あり										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	市内在住の身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けた肢体不自由児者									
	(意図) どういう状態にしたい	就労等を理由に,自ら所有し運転する自動車の操縦装置の改造に要する経費の一部を補助する。									
対象事業等の内容	就労等で自ら所有し運転する自動車の操縦装置の一部改造に要した経費の一部を補助する。										
積算方法	1件あたり8万円を限度とする。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付人数 単位:人					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
成果指標と過去5年間の実績	① 交付人数 単位:人					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	0	0	0	0	0	
	収入内訳						
	市補助金	449	559	595	768	480	
	自己負担	1,557	435	569	1,054	960	
	その他						
	収入合計	2,006	994	1,164	1,822	1,440	
	市補助率(%)	22.4%	56.2%	51.1%	42.2%	33.3%	
支出合計	うち食糧費,交際費	2,006	994	1,164	1,822	1,440	
	次年度繰越						
市負担額	一般財源	221	268	401	381	120	
	特定財源	228	291	194	387	360	
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	734	734	737	718	712
	臨時・嘱託	0	0	0	0	0	
	その他事務費	0	0	0	0	0	
合計	1,183	1,293	1,332	1,486	1,192		
受益対象者数	6	7	8	10	6		
補助金単位コスト(単位:円)	197,167	184,714	166,500	148,600	198,667		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当領収書及び改造業者発行の工事完了証明書の提出を義務づけている。また,余剰金が生じる事業ではない。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する (※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	◇不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇民営化、自立化の余地がない ■上記以外	□ 公益性が高い ■ 公益性が高いとは言えない
3必要性	◇設定した事業量指標が上向いている ◆廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇上記以外	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	◇設定した成果指標が上向いている ◇市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◆対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇費用対効果が大きい ◇上記以外	■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 1(3)市の補助率は基準に合致しないが、補助額は80,000円を限度としているほか所得制限を設けており、また肢体不自由者の社会参加に大いに役立っている事業であるため、適切であると言える。	

4平成24年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	身体障害者自動車運転免許取得費等補助金(重度身体障害者自動車改造費補助金分)
(1)行政評価の結果	理由,改善,見直しの方向
見直し	補助対象の条件である所得基準額について適切な見直しを行うこと。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成24年度	行政評価直前に全国中核市に対し同様の事業についての照会を行っており、その結果他都市においても本市と同様の所得基準額を設定しており、本市の事業の所得基準額についても適正と判断した。
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	特になし
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由,改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行通り実施
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり),見直し(金額や金額の増減以外の見直し),終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市療育キャンプ事業補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助(国庫補助:統合補助金)					始期	H15		終期	-	
予算事業名	障害者社会参加支援費					(事業コード:新/旧)	031317/041310				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課			障害事業係	電話番号	内線 5332			
交付先(団体,個人等)	旭川肢体不自由児者父母の会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	普段,旅行する機会の少ない市内の心身障害児(者)とその保護者									
	(意図) どういう状態にしたい	障害児(者)には療育訓練や集団生活体験,保護者には療育訓練技術の指導や研修を行い,障害児(者)とその家族の福祉向上を図る。									
対象事業等の内容	1泊もしくは2泊のキャンプを行い,医療訓練や温浴訓練,医師を講師とする保護者勉強会等を実施。										
積算方法	予算額を上限として,要綱で定める補助対象経費から,市補助金以外の収入を差し引いた金額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 参加者数 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	44	53	50	67	49						
成果指標と過去5年間の実績	① 参加者数 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	44	53	50	67	49						

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	0	0	0	0	0	
	市補助金	800	800	800	800	800	
	助成金(民間)	132	126	156	120	120	
	参加費	202	224	303	210	210	
	自己財源	432	647	574	620	620	
	その他	0	0	0	0	0	
	収入合計	1,566	1,797	1,833	1,750	1,750	
	市補助率(%)	51.1%	44.5%	43.6%	45.7%	45.7%	
	支出合計	1,566	1,797	1,833	1,750	1,750	
	うち食糧費,交際費	185	157	229	192	192	
次年度繰越	0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源	393	384	376	394	200	
	特定財源	407	416	424	406	600	
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工	734	734	737	718	712
	臨時・嘱託						
	その他事務費						
合計	1,534	1,534	1,537	1,518	1,512		
受益対象者数	53	50	67	49	50		
補助金単位コスト(単位:円)	28,943	30,680	22,940	30,980	30,240		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当 総会において監査報告が実施されており,重症心身障害児(者)の療育等を目的とするなど事業内容が補助目的に適うものである。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価	
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外</li> <li>◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外</li> <li>◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象</li> <li>◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 概ね合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 適正な負担を設定</li> <li>◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 団体 1/2以内</li> <li>◇ 個人 1/3以内</li> <li>◇ 個人等に対する利子補給 5%以内</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 合致する</li> <li>■ 合致しない</li> </ul>
	(4)見直し期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)</li> <li>◇ 奨励目的の補助、終期を設定</li> <li>◆ 終期末設定で、補助継続4年以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 有(4年未満)</li> <li>□ 有(4年以上)</li> <li>□ 継続4年未満</li> <li>□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)</li> <li>■ 同一団体補助だが、見直し設定していない</li> <li>□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない</li> </ul>
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有</li> <li>◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施</li> <li>◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。</li> <li>◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する(※左欄2項目とも適合)</li> <li>□ 概ね合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
2公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている</li> <li>◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 公益性が高い</li> <li>■ 公益性が高いとは言えない</li> </ul>	
3必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設定した事業量指標が向上している ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす</li> <li>◆ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない</li> <li>◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要性が高い</li> <li>□ 必要性が高いとは言えない</li> </ul>	
4効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設定した成果指標が向上している ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている</li> <li>◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 効果が高い</li> <li>□ 効果が高いとは言えない</li> </ul>	
5その他	<p>「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。</p> <p>(3)補助率の参考基準について、本事業は市が昭和49年度から「在宅重複重度障害児(者)療育キャンプ事業」として実施していたものを、業務の効率化を目的として平成15年度から実施体制を見直し、補助に切り替えた事業である。本来、委託すべきところを少額の補助金で実施していることを考慮すると、補助率を設定することはなじまないため。</p> <p>対象者が重度心身障害者とその家族に限定されるため、公益性が高いとは言えない。</p>		

4平成24年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市療育キャンプ事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	現行どおり実施。 参加者数が増え、同行するスタッフ・ボランティアの人数が増えるような場合には、増額を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
-----------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	普段、旅行する機会の少ない市内の心身障害児(者)とその家族の福祉の向上に貢献していく。
解決に向けた取組	参加者数が増え、同行するスタッフ・ボランティアの人数が増えるような場合には、増額を検討する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行どおり実施。 参加者数が増え、同行するスタッフ・ボランティアの人数が増えるような場合には、増額を検討すること。
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)



平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市障害者団体等補助金										
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)					始期	H17		終期		
予算事業名	障害者団体等大会補助金					(事業コード 新/旧)	031324/041325				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課			障害事業係	電話番号	内線5332			
交付先(団体,個人等)	各種大会実行委員会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川市で開催する障害者の各種大会を運営する実行委員会に対して補助する。(本補助事業は、道内主要市で毎年持ち回りで開催される大会に対して補助を行うものである。)									
	(意図) どういう状態にしたい	大会等に要する費用の一部を補助し、大会事業等を通じて心身を鍛え、積極的な社会参加を推進し、その福祉の向上に寄与する。									
対象事業等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度 北海道ハンディキャップ水泳大会実行委員会</li> <li>平成24年度 全道ろうあ者夏季体育大会実行委員会</li> <li>平成25年度 交付実績なし</li> <li>平成26年度 交付実績なし</li> <li>平成27年度 交付実績なし</li> <li>平成28年度 第61回北海道手をつなぐ育成会全道大会・旭川大会</li> </ul>										
積算方法	予算額を上限として、要綱に定める補助対象経費に補助率2分の1を乗じた金額と、補助対象経費の合計額から市補助金以外の収入を差し引いた金額のうち、どちらか低い方の金額以内とする。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 参加者数 単位: ②					単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	218	412									
成果指標と過去5年間の実績	① 単位: ②					単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	

2 収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越	0				0
		市補助金	300				400
		市以外の補助金	800				1,000
		助成金・負担金	150				2,060
		参加費	796				2,690
		その他	934				200
	収入合計		2,980	0	0	0	6,350
	市補助率(%)		10.1%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	6.3%
	支出合計		2,980				6,350
	うち食糧費,交際費		256				2,250
次年度繰越		0				0	
市負担額	一般財源		300				400
	特定財源		0				0
	人件費	正職員	0.1				0.1
		人工金額	734				712
	その他事務費		0				
合計		1,034	0	0	0	1,112	
受益対象者数		412				730	
補助金単位コスト(単位:円)		2,510	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	1,523	
適格性		◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当会計処理については団体内部の監査委員において適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	■ 合致する (※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	◇不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇民営化、自立化の余地がない ◆上記以外	□ 公益性が高い ■ 公益性が高いとは言えない
3必要性	◇設定した事業量指標が上向いている ◇廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◆補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇上記以外	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	◇設定した成果指標が上向いている ◇市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◇対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◆費用対効果が大きい ◇上記以外	■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 障害者団体の各種大会のため、障害者とその家族や支援者、団体の会員等が参加者であるため、公益性が高いとは言えない。	

4平成24年度行政評価への対応状況等  
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市障害者団体等補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	次年度以降, 同様のスポーツ大会が本市で開催される場合は, 現行どおり補助を行う。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
-----------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	次年度以降, 同様のスポーツ大会が本市で開催される場合は, 現行どおり補助を行う。
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	障害者全体のバス利用促進に向けた環境整備支援補助金										
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)					始期	H26		終期		
予算事業名	障害者バス利用促進補助金					(事業コード 新/旧)	031318/041313				
所管部署	福祉保険部			障害福祉課		障害事業係	電話番号	内線5331			
交付先(団体,個人等)	旭川電気軌道株式会社 道北バス株式会社										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	公共交通機関である市内定期路線バスを利用する障害者									
	(意図) どういう状態にしたい	障害者基本法の趣旨に則り, 3障害共通の取扱いを進め, 障害者の社会参加を促進する。									
対象事業等の内容	精神障害者保健福祉手帳所持者に対する市内区間の乗車料金の半額化を支援するため, 市内一般乗合バス事業者に対する補助事業を一定期間(開始より5年間)実施する。 半額方法は, 市内定期路線バスにおいて, 精神障害者保健福祉手帳を乗務員に提示した場合に, 乗車区間に応じた運賃の半額で乗車させる。										
積算方法	通常運賃の額から半額化後の利用者負担額を控除して得た額を補助対象経費とする。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 精神障害者保健福祉手帳所持者のバス利用件数 単位:回					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
成果指標と過去5年間の実績	① 単位:					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金			5,948	5,878	6,592	
	協議会負担						
	その他						
	収入合計	0	0	5,948	5,878	6,592	
市補助率(%)	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	100.0%		
支出合計			5,948	5,878	6,592		
うち食糧費, 交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源			5,948	5,878	6,592	
	特定財源						
	人件費	正職員			0.2	0.2	0.2
		人工金額			1,475	1,437	1,424
	その他事務費						
合計	0	0	7,423	7,315	8,016		
受益対象者数			2,224	2,465			
補助金単位コスト(単位:円)	#DIV/0!	#DIV/0!	3,338	2,968	#DIV/0!		
適格性	◇会計処理が適正 ◇事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円, 平成25年度7,337千円, 平成26年度7,374千円, 平成27年度7,183千円, 平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間 ◆ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) ■ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する (※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	◇ 設定した事業量指標が向上している ◆ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	◇ 設定した成果指標が向上している ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◆ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい ◇ 上記以外	■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 受益者負担:受益者(精神障害者)の負担を軽減する事業であり、負担設定はなじまない。 補助率:補助事業の実施に当たっては、事業者負担を伴う実施が困難であることから、別途補助金の算定を行っている。 見直し期間:事業者による自主的割引が困難な現状から、障害者全体の利用促進に向けた環境整備支援として補助しており、5年間を目処として事業を実施することとしている。	

4平成24年度行政評価への対応状況等  
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	3障害共通の運賃割引の実現を目指し、バス事業者に対して運送約款の改正の要望を行ったが、経営上の問題などでバス事業者の同意を得ることができず、市がバス事業者に対して助成(割引額の補填)している。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	精神障害者の社会参加及び社会復帰の促進を図るため、現状の事業を継続する。平成26年度から5年間の補助事業であるが、バス事業者の経営状況等によっては事業継続もある。
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市老人クラブ連合会運営費補助金										
補助金の性格	団体への補助(運営費補助)					始期	S49		終期	-	
予算事業名	老人クラブ・高齢者いきいの家運営費					(事業コード 新/旧)	032103/041243				
所管部署	福祉保険部		介護高齢課			生きがい係	電話番号	内線 5336			
交付先(団体,個人等)	旭川市老人クラブ連合会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川市老人クラブ連合会(各単位老人クラブの育成指導と連絡調整を行う団体)									
	(意図) どういう状態にしたい	各単位老人クラブの育成及び効果的な運営を行うための各種事業を行うことにより,老人クラブ活動を充実させ,高齢者福祉の増進を図る。									
対象事業等の内容	老人クラブ連合会の運営及び老人クラブ連合会が行う高齢者の生きがいや健康づくりの推進,老人クラブの育成及び効果的な運営並びに地区老連(同一地区内の老人クラブが連携して様々な事業を行う組織)活動の強化・推進を図ることを目的とした各種事業										
積算方法	①補助対象経費の実支出額の2分の1に相当する額と総事業費から収入額(会費,負担金,市補助金を除く補助金,広告料,雑収入等)を控除した額とを比較して少ない方の額 ②連合会事務局職員の人件費(平成24年度から)										
事業量指標と過去5年間の実績	① 地区老連活動実績数(全20地区中) 単位:地区					② 老人クラブ会員数 単位:人					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	11	10	9	9	10	10,433	9,830	9,148	8,401	8,209	
成果指標と過去5年間の実績	① 老人クラブ加入率 単位:%					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	8.5	7.8	7.2	6.5	6.2						

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	0	0	0	0	0	
	収入内訳						
	市補助金	4,839	5,222	5,765	5,515	5,790	
	会費	864	819	786	780	779	
	負担金	2,161	1,313	281	1,941	2,146	
	その他	832	621	180	530	440	
	収入合計	8,696	7,975	7,012	8,766	9,155	
	市補助率(%)	55.6%	65.5%	82.2%	62.9%	63.2%	
	支出合計	8,696	7,975	7,012	8,766	9,155	
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越	0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源			3,942			
	特定財源	4,839	5,222	1,823	5,515	5,790	
	人件費	正職員	0.30	0.30	0.25	0.25	0.25
		人工	2,203	2,201	1,844	1,796	1,781
	臨時・嘱託						
	その他事務費						
合計	7,042	7,423	7,609	7,311	7,571		
受益対象者数	9,830	9,148	8,401	8,209	8,209		
補助金単位コスト(単位:円)	716	811	906	891	922		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当 会計処理については,会計責任者のもと行われており,また,総会時において,監査から会計監査報告を受けていることから,適正に処理されている。繰越金については精算時に剰余金を全額返還していることから,繰越金は生じない。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価	
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 <input checked="" type="checkbox"/> 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 <input type="checkbox"/> 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 <input type="checkbox"/> 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 適正な負担を設定 <input type="checkbox"/> 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<input type="checkbox"/> 団体 1/2以内 <input type="checkbox"/> 個人 1/3以内 <input type="checkbox"/> 個人等に対する利子補給 5%以内 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間	<input type="checkbox"/> 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) <input type="checkbox"/> 奨励目的の補助、終期を設定 <input checked="" type="checkbox"/> 終期末設定で、補助継続4年以上	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが、見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<input checked="" type="checkbox"/> 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<input type="checkbox"/> 実績報告時、支出証拠書類提出有 <input checked="" type="checkbox"/> 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 <input checked="" type="checkbox"/> 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 <input type="checkbox"/> 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	<input type="checkbox"/> 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている <input type="checkbox"/> 総合計画の重点施策の推進に寄与している <input type="checkbox"/> 民営化、自立化の余地がない <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 設定した事業量指標が向上している <input type="checkbox"/> 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす <input checked="" type="checkbox"/> 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない <input type="checkbox"/> 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である <input type="checkbox"/> 上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	<input type="checkbox"/> 設定した成果指標が向上している <input type="checkbox"/> 市民アンケート等、客観的な評価を得ている <input type="checkbox"/> 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている <input type="checkbox"/> 費用対効果が大きい <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 効果が高い <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 ・補助率については、運営費のうち平成24年度から旭老連事務局職員人件費を全額補助対象とする見直しを行ったため、参考基準に合致しない(事業費相当分で見ると補助率は20%弱となる)。 ・旭川市老人クラブ連合会への支援は老人クラブ同様老人福祉法が準用され、国庫補助(補助率3分の1)があり、公益性は高く、また、地域福祉や介護予防の観点からも大きな役割と効果を持っており、高齢者福祉の更なる充実のために必要な事業であることから、見直し期間を設定することは困難である。		

4平成24年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市老人クラブ連合会運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	事務局の自立に向けて、体制を整えること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成24・25年度	連合会内部に自立化検討委員会を設置し、当該委員会での検討の結果、平成24年度から事務局書記2名をプロパー雇用とし、平成25年度からは、これまで介護高齢課長が就いた事務局長の職を連合会会員から選出する体制に改めた。

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	クラブ数及び会員数の減少に伴う、当連合会の組織体制の弱体化が懸念されることから、体制強化に向けた検討・支援が必要である。
解決に向けた取組	連合会内部で実施したアンケート結果を活用した具体的な取組を促していくなど、組織強化に向けた取組を支援する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	老人福祉法に基づく補助金であり、かつ、市内全域の高齢者の受皿としての役割を持つ地域福祉を支える団体であるため、存続のために継続して支援していく必要がある。
2次評価	見直し	引き続き事務局自立化の取組を進めること。また、老人クラブ数と連動させて補助金額を算定するなど、補助金の在り方を再検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市高齢者いきいの家運営費補助金										
補助金の性格	団体への補助(運営費補助)					始期	H9		終期	-	
予算事業名	老人クラブ・高齢者いきいの家運営費					(事業コード 新/旧)	032103/041243				
所管部署	福祉保険部			介護高齢課		生きがい係	電話番号	内線 5336			
交付先(団体,個人等)	高齢者いきいの家運営委員会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して		おおむね60歳以上の旭川市民								
	(意図) どういう状態にしたい		適正な管理運営のもと,高齢者が楽しい仲間を見つけ,生きがいや喜びを感じ,娯楽やレクリエーションなどの活動を楽しめる身近な場所を提供し,高齢者の健康で明るい生活につながる。								
対象事業等の内容	高齢者いきいの家の管理運営に必要な費用を助成する。										
積算方法	利用施設形態および月開設日数並びに利用者数に応じた算定費目の合算額を補助。(平成23年度から補助基準を改正し,運営実態に即した補助金算定により交付)										
事業量指標と過去5年間の実績	① 高齢者いきいの家数(休止除く) 単位:箇所					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	147	145	140	138	137						
成果指標と過去5年間の実績	① 利用者延数 単位:人					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	381,737	368,609	352,809	340,400	338,599						

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	2,365	2,385	2,396	2,888	3,415	
	市補助金	37,306	36,248	36,270	35,709	32,442	
	その他	1,633	1,400	1,406	1,066	749	
	収入合計	41,304	40,033	40,072	39,663	36,606	
	市補助率(%)	90.3%	90.5%	90.5%	90.0%	88.6%	
	支出合計	38,919	37,637	37,557	36,248	36,606	
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越	2,385	2,396	2,515	3,415	0		
市負担額	一般財源			36,270			
	特定財源	37,306	36,248		35,709	32,442	
	人件費	正職員	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		人工金額	2,203	2,201	2,212	2,155	2,137
	その他事務費						
合計	39,509	38,449	38,482	37,864	34,579		
受益対象者数	368,609	352,809	340,400	338,599	338,599		
補助金単位コスト(単位:円)	107	109	113	112	102		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当 会計処理については,会計責任者のもと行われている。また,繰越金については,用途を明確にし,用途不明分は返還の対象としている。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1) 対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外</li> <li>◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外</li> <li>◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象</li> <li>◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 概ね合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(2) 受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 適正な負担を設定</li> <li>◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 合致する</li> <li>■ 合致しない</li> </ul>
	(3) 補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 団体 1/2以内</li> <li>◇ 個人 1/3以内</li> <li>◇ 個人等に対する利子補給 5%以内</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 合致する</li> <li>■ 合致しない</li> </ul>
	(4) 見直し期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)</li> <li>◇ 奨励目的の補助、終期を設定</li> <li>◆ 終期末設定で、補助継続4年以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 有(4年未満)</li> <li>□ 有(4年以上)</li> <li>□ 継続4年未満</li> <li>□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)</li> <li>■ 同一団体補助だが、見直し設定していない</li> <li>□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない</li> </ul>
	(5) 交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(6) 支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有</li> <li>◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施</li> <li>◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。</li> <li>◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 合致する(※左欄2項目とも適合)</li> <li>■ 概ね合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
2 公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている</li> <li>◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◆ 民営化、自立化の余地がない</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公益性が高い</li> <li>□ 公益性が高いとは言えない</li> </ul>	
3 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設定した事業量指標が上向いている ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす</li> <li>◆ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない</li> <li>◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要性が高い</li> <li>□ 必要性が高いとは言えない</li> </ul>	
4 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている</li> <li>◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 効果が高い</li> <li>■ 効果が高いとは言えない</li> </ul>	
5 その他	<p>「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。</p> <p>・身近な地域で高齢者が集う場を設け、その場が健康相談、防火防犯啓発、交通安全、介護予防など関係機関の啓発活動のために多く活用され、高齢者福祉全般的な観点からその役割は重要かつ継続性を持っており、また、高齢者いこいの家が空き屋を活用して開設しているところもあり、社会問題化している空き屋対策としても機能しており、継続的な支援が必要であることから、見直し期間を設定することは困難である。</p> <p>・現在、経費節減を含めた補助金の効率的な運用について検討を進めているところであるが、現状においては、補助金の交付先団体が利用者(高齢者)、民生児童委員、町内会、老人クラブ等の代表等で構成する非営利の地域組織であり、かつ、ごく一部を除いた全ての利用者が退職後の高齢者であるため、管理運営上特に必要な場合を除き、施設利用に当たっての利用料を原則無料としていることから、運営経費の大部分を補助金に頼らざるを得ない状態にあるため、受益者負担及び補助率の参考基準については補助金交付基準と合致していない。</p>		

4平成24年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	高齢者いこいの家運営費補助金
(1) 行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	財源の観点からも、受益者負担の導入に向けた検討とともに、老人クラブとの一体的な体制づくりなど、経費節減を含め効率的な運用を検討すること。
(2) 対応年度	具体的な内容と効果
平成27年度	補助金の種類のひとつであった備品建物修繕費等補助金を廃止し、突発的な修繕等の対応については利用者から応分の負担をしていただくなどに対応するよう見直した。

(その他の見直し)

(1) 見直しの年度	具体的な内容と効果
平成28年度	利用者の増減が補助金額に影響するよう補助金算定に係る基準を見直した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	老人クラブとの一体的な体制づくりなどの効率的な運用
解決に向けた取組	これまでもアンケートを実施するなど意見聴取をしているところであり、効率的な運用について一定の結論が出せるよう、関係団体と調整する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	老人クラブとの一体的な体制づくりなど、経費節減を含め効率的な運用を検討する。
2次評価	見直し	一次評価に加え、受益者負担の導入を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)



平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市軽費老人ホーム運営費補助金										
補助金の性格	運営費補助					始期	H12		終期		
予算事業名	軽費老人ホーム運営費補助金					(事業コード 新/旧)	03-12-13/04-12-40-01				
所管部署	福祉保険部			介護高齢課		生きがい係	電話番号	5334			
交付先(団体,個人等)	軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)を運営する社会福祉法人										
交付目的	(対象) 誰,何に対して		軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)を運営する社会福祉法人								
	(意図) どういう状態にしたい		入所者の負担軽減を図るとともに施設運営の安定を図る。								
対象事業等の内容	60歳以上の高齢者で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、健康状態や高齢などの理由により独立して生活するには不安があり、家族により援助を受けることが困難な者を入所対象とする軽費老人ホームの運営に要する事務費について、入所者負担額を軽減した額に対して補助を行う。										
積算方法	①又は②のいずれか低い金額から入所者が負担する年間事務費徴収額を減じた額 ①事務費基準額×年間入所者延人数 ②補助対象経費の総額										
事業量指標と過去5年間の実績	① 入所者定員数					② 補助対象施設数					
	単位:人					単位:施設					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	475	475	475	475	475	9	9	9	9	9	
成果指標と過去5年間の実績	① 入所者延人数					②					
	単位:人					単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	5,588	5,656	5,635	5,650	5,651						

2 収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	296,063	295,677	297,243	311,205	318,475	
	利用者負担額	100,709	100,465	101,928	94,103	94,850	
	生活費等其他収入	406,377	580,117	412,976	456,785	432,135	
	その他						
	収入合計	803,149	976,259	812,147	862,093	845,460	
	市補助率(%)	36.9%	30.3%	36.6%	36.1%	37.7%	
	支出合計	803,149	976,259	812,147	862,093	845,460	
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源	296,063	295,677	297,243	311,205	318,475	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1	0.25	0.25	0.25	0.25
		人工	734	1,834	1,844	1,796	1,781
	臨時・嘱託						
	其他事務費						
合計	296,797	297,511	299,087	313,001	320,256		
受益対象者数	5,656	5,635	5,650	5,651	5,664		
補助金単位コスト(単位:円)	52,475	52,797	52,936	55,389	56,542		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当 支出を証する書類を審査した結果、会計処理が適正に行われていることを毎年度確認している。事業内容等と補助目的についても、低所得層の施設ニーズに対応し、入所者の費用負担軽減となっていることから整合性を有している。なお、剰余金は年度ごとに戻入しているため、繰越金は発生しない。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価	
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外</li> <li>◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外</li> <li>◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象</li> <li>◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 適正な負担を設定</li> <li>◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 団体 1/2以内</li> <li>◇ 個人 1/3以内</li> <li>◇ 個人等に対する利子補給 5%以内</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)</li> <li>◇ 奨励目的の補助、終期を設定</li> <li>◆ 終期末設定で、補助継続4年以上</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが、見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有</li> <li>◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施</li> <li>◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。</li> <li>◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている</li> <li>◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設定した事業量指標が向上している ◆ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす</li> <li>◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない</li> <li>◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設定した成果指標が向上している ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている</li> <li>◆ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◆ 費用対効果が大きい</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	<p>「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。</p> <p>当該補助金は、軽費老人ホーム入所者の負担軽減を図ることを目的とした社会福祉法人への運営費補助であり、補助率については、「軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針について(平成20年5月30日厚生労働省老健局長通知)を基に、地域事情を踏まえ市の補助要綱で規定しているため、定率とはなっていない。</p> <p>また、当該補助を行うことにより、家庭環境・住宅事情等により在宅生活が困難な高齢者が、所得に応じた費用負担で社会福祉法人が運営する軽費老人ホームに入所することができるものとなっており、公益性・必要性・効果が高いものと判断される。</p>		

4平成24年度行政評価への対応状況等  
(行政評価)

補助金名称(当時)	軽費老人ホーム運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	課題の一つである特定化については、平成23年度に1施設が特定化し、他の施設でも平成26年度までの特定化を検討しているところである。今後、特定施設化が進むことで軽費老人ホームの需要が高まっていくことが考えられることから、補助は必要である。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
平成27年度 平成28年度	利用料等取扱基準における事務費加算額・生活費の額の改定及び冬期加算の算定期間の改定 利用料等取扱基準における事務費基本額の改定

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	入所者の加齢に伴うADL悪化が顕著となってきており、入所者処遇についての課題が増えつつある。
解決に向けた取組	入所者のADL悪化に伴う課題について、特定施設化が解決方策の一つとして考えられるが、本市特有の事情等もある現状では特定化は進んでいない(平成27年度末現在で9施設中3施設)。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	高齢者の増加が続く中、家庭環境・住宅事情等により在宅生活が困難な高齢者を低額な料金で受け入れる軽費老人ホームの役割は、ますます高まっており、継続して補助していく必要がある。
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市高齢者福祉施設整備費助成金										
補助金の性格	団体への補助					始期	H18		終期	-	
予算事業名	老人福祉施設等整備推進補助金					(事業コード 新/旧)	031202/041221				
所管部署	福祉保険部			介護高齢課		計画推進係	電話番号	5311			
交付先(団体,個人等)	市内老人福祉施設設置者(社会福祉法人)										
交付目的	(対象) 誰,何に対して		市内において老人福祉施設を整備する社会福祉法人								
	(意図) どういう状態にしたい		老人福祉施設に整備を促進し,施設入所待機者の解消等を図る								
対象事業等の内容	特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備費用の一部を補助する										
積算方法	各年度,助成金交付総額を借入金の償還年で除して得た額ずつ交付する。 ※ 上限は旭川市高齢者福祉施設整備費補助金による補助金交付額の3分の1に相当する額										
事業量指標と過去5年間の実績	① 特別養護老人ホーム利用者定員数					② ケアハウス利用者定員数					
	単位:床					単位:人					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	1,047	1,047	1,196	1,276	1,288	375	375	375	375	375	
成果指標と過去5年間の実績	① 特別養護老人ホーム整備率					② ケアハウス整備率					
	単位:%					単位:%					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	99.7	82.1	93.7	100.0	92.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	18,479	20,995	23,794	36,191	37,692	
	その他市補助金	926	859	792	725	657	
	法人自己資金	66,911	72,691	106,569	182,527	226,965	
	その他						
	収入合計	86,316	94,545	131,155	219,443	265,314	
市補助率(%)	21.4%	22.2%	18.1%	16.5%	14.2%		
支出合計	86,316	94,545	131,155	219,443	265,314		
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源	18,479	20,995	23,794	36,191	37,692	
	特定財源	0	0	0	0	0	
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		人工	1,469	1,467	1,475	1,437	1,424
	その他事務費						
合計	19,948	22,462	25,269	37,628	39,116		
受益対象者数	260	340	370	660	660		
補助金単位コスト(単位:円)	76,723	66,065	68,295	57,012	59,267		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当 会計処理については,事業者から実績報告を受けており,適正に処理されている。事業内容とは施設入所待機者の解消等を図る目的と整合性を有する。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価	
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外</li> <li>◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外</li> <li>◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象</li> <li>◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 概ね合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 適正な負担を設定</li> <li>◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 合致する</li> <li>■ 合致しない</li> </ul>
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 団体 1/2以内</li> <li>◇ 個人 1/3以内</li> <li>◇ 個人等に対する利子補給 5%以内</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(4)見直し期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)</li> <li>◇ 奨励目的の補助、終期を設定</li> <li>◇ 終期末設定で、補助継続4年以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 有(4年未満)</li> <li>□ 有(4年以上)</li> <li>□ 継続4年未満</li> <li>■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)</li> <li>□ 同一団体補助だが、見直し設定していない</li> <li>□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない</li> </ul>
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有</li> <li>◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施</li> <li>◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。</li> <li>◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する(※左欄2項目とも適合)</li> <li>□ 概ね合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
2公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている</li> <li>◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公益性が高い</li> <li>□ 公益性が高いとは言えない</li> </ul>	
3必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 設定した事業量指標が上向いている ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす</li> <li>◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない</li> <li>◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要性が高い</li> <li>□ 必要性が高いとは言えない</li> </ul>	
4効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている</li> <li>◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 効果が高い</li> <li>□ 効果が高いとは言えない</li> </ul>	
5その他	<p>「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。</p> <p>施設入所待機者の解消等を図ることができており、補助の必要性は高い。</p>		

4平成24年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市高齢者福祉施設整備費助成金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	市単独分については平成27年度整備分から廃止に向けて検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
平成27年度	平成27年度整備分から廃止することとした。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	平成27年度整備分から補助を廃止しており、平成55年度終了予定。
2次評価	継続	-

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金										
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)					始期	H3		終期	-	
予算事業名	長寿社会生きがい振興事業費					(事業コード新/旧)	03-21-01/01-31-02				
所管部署	福祉保険部		介護高齢課			生きがい係		電話番号	内5335		
交付先(団体、個人等)	高齢者の社会参加や生きがいづくりを実施する団体(社会福祉法人旭川市社会福祉協議会、特定非営利活動法人カタクリの会)										
交付目的	(対象) 誰、何に対して	在宅で生活する高齢者等									
	(意図) どういう状態にしたい	高齢者の生きがいの高揚及び社会福祉の向上を図る。									
対象事業等の内容	市民の地域貢献を基本に、高齢者の社会参加や生きがいづくり及び生活援助事業の推進に資する事業										
積算方法	要綱で定める補助対象経費、補助率、補助限度額により補助額を算定する。また、非継続的事业又は小規模事業については定額制とし、いずれも当該年度の予算の範囲内で決定する。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付団体 単位:団体					② 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	2	2	2	2	2						
成果指標と過去5年間の実績	① 安心見守り対象者数(市社協実施事業分) 単位:					② 会食サービス等参加者数(カタクリの会実施事業分) 単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	2,457	3,406	3,636	3,629	3,643	538	538	541	591	555	

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	11,907	11,907	11,907	11,907	11,907	
	参加者負担金	266	271	304	273	273	
	自己財源	6,717	6,496	6,483	6,275	6,275	
	その他						
	収入合計	18,890	18,674	18,694	18,455	18,455	
市補助率(%)	63.0%	63.8%	63.7%	64.5%	64.5%		
支出合計	18,890	18,674	18,694	18,455	18,455		
	うち食糧費、交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源			11,772			
	特定財源	11,907	11,907	135	11,907	11,907	
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	734	734	737	718	712
	臨時・嘱託						
	その他事務費						
合計	12,641	12,641	12,644	12,625	12,619		
受益対象者数	96,493	99,876	103,497	106,243	106,243		
補助金単位コスト(単位:円)	131	127	122	119	119		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当 事業内容はいずれも在宅で生活する高齢者等を支える事業等を交付対象とし、社会福祉の向上等を図るものであり、補助目的に合致している。また、支出状況については支出証拠書類の提示を受け確認している。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1) 対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外</li> <li>◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外</li> <li>◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象</li> <li>◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2) 受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 適正な負担を設定</li> <li>◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3) 補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 団体 1/2以内</li> <li>◇ 個人 1/3以内</li> <li>◇ 個人等に対する利子補給 5%以内</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4) 見直し期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)</li> <li>◇ 奨励目的の補助、終期を設定</li> <li>◆ 終期末設定で、補助継続4年以上</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが、見直し設定していない <input checked="" type="checkbox"/> 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5) 交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6) 支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有</li> <li>◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施</li> <li>◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。</li> <li>◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2 公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている</li> <li>◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設定した事業量指標が上向いている ◆ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす</li> <li>◆ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない</li> <li>◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている</li> <li>◆ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果大きい</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 当事業は、旭川市長寿社会生きがい基金の設置目的である長寿社会に対応する社会福祉活動を振興するため、当該基金から生ずる収益等を財源とした補助事業であり、要綱で補助事業の区分・対象ごとに補助率を定めているため、補助率の参考基準に合致していない。 また、当事業の補助対象事業要件は、住民参加を基本として社会福祉団体等が行う在宅の高齢者(家族)等への援助事業としており、具体的な取組としては、現在、高齢者等への日常の見守り事業や身近な地域交流の場であるふれあいサロンの運営、独居高齢者等の会食サービスの運営となっている。いずれの事業も、高齢者を主とした市民を対象に、地域の中で安心して安全に生活できるよう、地域ボランティアの参加と協力により、共に地域を支え合うことを目的とした事業であり、地域力の停滞が指摘されている中において地域福祉の推進に効果的かつ公益的な事業への支援であることから、見直し期間を設定することは困難である。		

4 平成24年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市長寿生きがい振興事業補助金
(1) 行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	補助対象事業等が固定化していることから、事業内容について見直しを図ること。
(2) 対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1) 見直しの年度	具体的な内容と効果
------------	-----------

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	安定した事業運営のための財源確保。当該補助金の財源となる基金元金及び利子収入の減少
解決に向けた取組	平成26年度に実施された当該補助金の一般財源充当の継続的な実施が望まれる。

6 全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	地域住民による地域福祉の推進は今後ますます必要となることから、市の取り組むべき度合いは高く、今後も事業を進めていくことが必要である。
2次評価	見直し	全高齢者に対する受益者数が少ないことから、補助事業としてより効率的・効果的なものとなるよう、補助額を含めて事業内容を見直すこと。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市高齢者ふれあい入浴事業補助金										
補助金の性格	事業費補助					始期	H8		終期	-	
予算事業名	高齢者ふれあい入浴事業補助金					(事業コード 新/旧)	03-12-05-01/04-12-27				
所管部署	福祉保険部			介護高齢課			生きがい係	電話番号	内5335		
交付先(団体,個人等)	旭川浴場組合										
交付目的	(対象) 誰,何に対して		70歳以上の高齢者								
	(意図) どういう状態にしたい		高齢者の心身の健康保持,世代間交流の促進,公衆浴場の入浴需要の喚起								
対象事業等の内容	旭川浴場組合(旭川浴場組合に加盟していない市内の普通浴場であっても当該事業に賛同する場合はこれを含める)が9月を除く毎月26日(ふろの日)に実施する公衆浴場を100円で高齢者に開放する										
積算方法	予算の範囲内で,各月の利用者数により定めた補助基準に公衆浴場入浴料金から利用者負担額並びに浴場負担額を控除した額を乗じて得た額を事業実施浴場毎に算出した額の合計額(ただし,1浴場1月あたりの補助基準の上限額は,補助対象年度の前年度における北海道の入浴基準客数とする。)										
事業量指標と過去5年間の実績	① 実施回数					② 実施浴場数					
	単位:回					単位:箇所					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	11	11	11	11	11	28→26	26→24	25	24	24	
成果指標と過去5年間の実績	① 延入浴者数					②					
	単位:人					単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	32,800	31,038	31,375	30,833	30,397						

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	2,879	2,785	2,710	4,513	4,425	
	実施浴場負担金	7,032	7,233	7,523	5,822	6,024	
	利用者負担金	3,104	3,138	3,083	3,040	3,079	
	その他						
	収入合計	13,015	13,156	13,316	13,375	13,528	
	市補助率(%)	22.1%	21.2%	20.4%	33.7%	32.7%	
	支出合計	13,015	13,156	13,316	13,375	13,528	
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源			2,710			
	特定財源	2,879	2,785		4,513	4,425	
	人件費	正職員	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
		人工	367	367	369	359	356
	臨時・嘱託						
	その他事務費						
合計	3,246	3,152	3,079	4,872	4,781		
受益対象者数	31,038	31,375	30,833	30,397	30,794		
補助金単位コスト(単位:円)	105	100	100	160	155		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当 当該補助対象事業は高齢者の心身の健康保持,世代間交流の促進,公衆浴場の入浴需要の喚起を図る事業であり,補助の目的に合致している。また,支出状況については支出証拠書類の提出を受け確認している。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価	
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外</li> <li>◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外</li> <li>◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象</li> <li>◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 適正な負担を設定</li> <li>◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 団体 1/2以内</li> <li>◇ 個人 1/3以内</li> <li>◇ 個人等に対する利子補給 5%以内</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)</li> <li>◇ 奨励目的の補助、終期を設定</li> <li>◆ 終期末設定で、補助継続4年以上</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが、見直し設定していない <input checked="" type="checkbox"/> 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有</li> <li>◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施</li> <li>◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。</li> <li>◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている</li> <li>◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 設定した事業量指標が上向いている ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす</li> <li>◆ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない</li> <li>◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている</li> <li>◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◆ 費用対効果が大きい</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	<p>「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。</p> <p>実施浴場の減少に伴い利用者数も減少傾向にあるものの、1浴場1回当たり115.1人の利用があり、一定の利用者数を保っている。また、増加する一人暮らし在宅高齢者の心身の健康保持への対応、公衆浴場の入浴需要の喚起、経営安定化といった観点から効果は高い(道内他都市では、公衆浴場の減少が続く中、本市は平成26年度以降公衆浴場の廃業はない。)。また、高齢者の心身の健康保持、世代間交流の促進等という観点からも、継続的な支援が必要であることから、見直し期間を設定することは困難である。</p>		

4平成24年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	高齢者ふれあい入浴事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	高齢者の心身の健康保持や公衆浴場の入浴事業の喚起などのため、今後も事業を進めていく必要がある。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
平成27年度	消費税増税に伴う入浴料金の値上げや燃料費等の急激な値上がり等により公衆浴場の経営が厳しさを増す中、当事業を安定的に進めていくため、補助率の見直しを行い、事業実施浴場の負担を軽減する見直しを実施した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	消費税増税等による入浴料金の改定があった場合、各々の負担額を調整する必要がある。
解決に向けた取組	事業主体である旭川浴場組合との間で、利用者負担額や補助基準等の見直しについて十分協議を行い、見直しを実行する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	高齢者の心身の健康保持や公衆浴場の入浴事業の喚起などのため、今後も事業を進めていく必要がある。
2次評価	見直し	『浴場組合活性化事業費補助金』との統合を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)



平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市高齢者福祉施設整備費補助金										
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)					始期	S59		終期	-	
予算事業名	老人福祉施設等建設補助金					(事業コード 新/旧)	031257/0412B8				
所管部署	福祉保険部			介護高齢課		計画推進係	電話番号	5311			
交付先(団体,個人等)	市内老人福祉施設設置者(社会福祉法人)										
交付目的	(対象) 誰,何に対して		市内において老人福祉施設を整備する社会福祉法人								
	(意図) どういう状態にしたい		老人福祉施設に整備を促進し,施設入所待機者の解消等を図る								
対象事業等の内容	特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備費用の一部を補助する										
積算方法	旭川市高齢者福祉施設整備費補助金による補助金交付額の3分の1に相当する額										
事業量指標と過去5年間の実績	① 特別養護老人ホーム利用者定員数					② ケアハウス利用者定員数					
	単位:床					単位:人					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
1,047	1,047	1,196	1,276	1,288	375	375	375	375	375		
成果指標と過去5年間の実績	① 特別養護老人ホーム整備率					② ケアハウス整備率					
	単位:%					単位:%					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
99.7	82.1	93.7	100.0	92.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金		504,000	196,000		189,000	
	法人借入金		1,306,747	604,535		233,900	
	法人自己資金		242,085			551,084	
	その他		72,000	48,000		18,630	
	収入合計	0	2,124,832	848,535	0	992,614	
	市補助率(%)	#DIV/0!	23.7%	23.1%	#DIV/0!	19.0%	
	支出合計		2,124,832	848,535		992,614	
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源		33,600	13,200		12,600	
	特定財源		470,400	182,800		176,400	
	人件費	正職員		0.2	0.2		0.2
		人工金額		1,467	1,475		1,424
	臨時・嘱託						
	その他事務費						
合計	0	505,467	197,475	0	190,424		
受益対象者数		144	56		54		
補助金単位コスト(単位:円)	#DIV/0!	3,510,188	3,526,339	#DIV/0!	3,526,370		
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当 会計処理については,事業者から実績報告を受けており,適正に処理されている。事業内容とは施設入所待機者の解消等を図る目的と整合性を有する。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円,平成25年度7,337千円,平成26年度7,374千円,平成27年度7,183千円,平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	■ 合致する (※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	◆ 設定した事業量指標が上向いている ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	◆ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい ◇ 上記以外	■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 施設入所待機者の解消等を図ることができており、補助の必要性は高い。	

4平成24年度行政評価への対応状況等  
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市高齢者福祉施設整備費補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	従来の国庫補助制度に相当する補助であり継続とするが、補助単価については精査すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
-----------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	災害からの復興やオリンピック開催等で建設資材、人件費が増加しており施設整備に係る費用が増加していることから、補助単価を下げる ことが難しい。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	平均寿命の伸長による後期高齢者人口の増加に伴い、居宅生活が困難である重度要介護者が増加することが見込まれることから、高齢者福祉施設の整備は必要であるが、都市計画法等の改正により比較的安価に取得できた市街化調整区域内での施設建設が困難であることから、補助の役割は高い。
2次評価	継続	-

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市つつじ学園運営支援補助金										
補助金の性格	団体への補助(運営費補助)					始期	H25		終期	H27	
予算事業名	つつじ学園運営支援事業費					(事業コード 新/旧)	-/0412B6				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課			福祉保険係	電話番号	内線5117			
交付先(団体,個人等)	社会福祉法人 北海道療育園										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	平成25年4月1日付けで旭川市つつじ学園の移譲を受けた, 社会福祉法人北海道療育園									
	(意図) どういう状態にしたい	旭川市つつじ学園の移譲を受けた法人が, 施設整備を完了するまで安定した施設運営を維持する									
対象事業等の内容	旭川市つつじ学園の運営										
積算方法	平成24年度指定管理委託料, 国有地賃貸借料, 火災保険料, 損害賠償保険料, 施設老朽化に伴う修繕費のうち1,000,000円を控除した額の合計から, 旭川市つつじ学園の運営により運営法人が獲得した障害福祉サービス費(平成26年4月よりつつじ学園入所者の生活介護の一環として開業している「ぶらたんガトー」の運営経費と売上の差額及び平成28年8月から開設した「つつじグループホーム」の人員費を障害サービス費から控除)及び利用者自己負担額を控除した額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 旭川市つつじ学園入所者数					②					
	単位:人	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
成果指標と過去5年間の実績	①					②					
	単位:	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27

2収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金		34,375	34,917	39,628		
	障害福祉サービス費		184,447	186,346	196,008		
	利用者自己負担		30,534	29,827	28,934		
	ぶらたんガトー売上			18,950	17,766		
	その他		1,950				
収入合計		0	251,306	270,040	282,336	0	
市補助率(%)		#DIV/0!	13.7%	12.9%	14.0%	#DIV/0!	
支出合計			251,306	270,040	282,336		
うち食糧費, 交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源		16,920	34,917	39,628		
	特定財源		17,455				
	人件費	正職員		0.2	0.2	0.2	
		人工金額		1,467	1,475	1,437	
	その他事務費						
合計		0	35,842	36,392	41,065	0	
受益対象者数							
補助金単位コスト(単位:円)		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
適格性	◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当 運営が社会福祉法人であるため, 会計処理は法令に基づき実施されている。また, 運営及び入所者へのサービス提供も適切に実施されている。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円, 平成25年度7,337千円, 平成26年度7,374千円, 平成27年度7,183千円, 平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費 ◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間 ◆ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	<input checked="" type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが、見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外
	(6)支出を証する 書類の添付 ◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◆ 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する (※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性 ◇ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◆ 上記以外		<input type="checkbox"/> 公益性が高い <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない
3必要性 ◇ 設定した事業量指標が上向いている ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◆ 上記以外	<input type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果 ◇ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい ◆ 上記以外	<input type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 ・施設運営に係る経費を補助対象とするため、交際費、慶弔費、懇親会費等は含んでいない。なお、入所者の食事代も補助対象となるが、運営に係る経費と見なしている。 ・補助実施の根拠が移譲協定に基づいているので、効果を計るのは困難であり、また、補助の必要性を計るにはなじまない。	

4平成24年度行政評価への対応状況等  
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	移譲協定の中で新施設の整備まで支援を行うことが規定されており、平成28年4月1日からつつじ学園の新施設が開設されたため、平成27年度で終了となった。
2次評価	終了	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)